

第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和4年3月16日
公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求め、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第220回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙のとおりです。

1 日時 令和4年2月21日（月）14時00分～16時00分

2 場所 オンライン方式による開催

3 議題

- パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書
- 競争政策研究センターの活動状況

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については下記から御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(「○」は会員の発言、「→」は公正取引委員会の応答)

1 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

- 国内企業物価指数が8.6%上昇して水準としては36年ぶりの高さになった一方、消費者物価は伸び悩み、下請事業者がより一層コスト上昇分を被ることになる。賃上げが広がらなければ消費も落ち込むという悪循環に陥りかねない状況においては、非常に重要な取組であると考えられる。エネルギーコストの上昇分を価格に反映させられるのかが大きな課題であると思うが、この課題の解決に向けた動きがあるのかについて教えてもらいたい。
- 下請事業者がなかなかコスト上昇分を価格転嫁できないとの点については、政府においても重要な課題であると認識しており、昨年末に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、公正取引委員会を含む関係省庁において総合的な取組を行っているところである。

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討するとあるが、具体的にどのような項目の改正を検討しているのか。
- 現時点で具体的な改正内容が念頭にあるものではないが、転嫁円滑化施策パッケージに基づく独占禁止法や下請法の執行強化にしっかりと対応しながら、その進展も踏まえつつ、並行して、独占禁止法上の考え方の改正の必要性も含めて検討してまいりたい。

- 昨年当団体が実施したアンケート調査では、原材料や資材等のコスト転嫁がうまくいっていないとの回答が8割に上った。特に、BtoCにおける価格がなかなか上がってこないため、企業としては思い切ったコスト転嫁ができない状況になっている。そういった実態もあるということも理解した上で今後調査を進めていってもらいたい。

- 当団体としても、企業間の適正取引の推進が、我が国経済の持続的な成長を実現する上で極めて重要であると考えている。当団体は、先般、公正取引委員会と経済産業省による「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針案」のパブリックコメントにおいて意見を提出したが、この指針案は、スタートアップが大企業等から一方的な契約上の取決めを求められないよう、出資に着目した記述を追加したということで、独占禁止法の運用の明確化を図る観点から歓迎している。大企業側においてスタートアップとの連携を拡大し深化させるために必要な、適正な出資の在り方について改めて見直すよい契機になるのではないかと考えている。

- コストの円滑な転嫁は、最終的にはエンドユーザーである消費者の意識変容が伴わなければ実効性が危ぶまれる。長くデフレが続いて、少しでも安く、少しでもお得にという消費者マインドが定着する中で、消費者を含む社会全体が今回提示されたような考え方を受け入れるような土壌作りに関しては、何らかの形で機運を醸成するような周知広報等が大事であると思う。また、ビジネスと人権の視点からは、各企業に対して人権デューデリジェンス等が導入されよう

としていると理解しているところ、今回の課題は価格の問題にとどまらず、労働時間や待遇等も含めた労働環境などに対するアプローチも大きな課題であると考えている。重点立入業種については、毎年3業種ずつ対象を定めて立入調査を行うという記述があったが、少し悠長ではないのか。

→ 公正取引委員会が転嫁円滑化施策パッケージに基づき行う取組としては、重点立入業種として毎年3業種ずつ定めて立入調査を行うことに加えて、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する緊急調査、これは、価格転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種を対象として年度明け速やかに行う調査であるが、その際に立入調査を行うことを予定しているため、緊急調査における立入調査についてもしっかりと併せて実施してまいりたい。

2 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書

○ 本報告書ではベンダーロックインの問題点が浮き彫りになっており、非常に意義があると思う。政府においては、デジタル社会の実現に向けた重点計画をまとめて、省庁や自治体によってばらばらだった仕組みを改め、クラウド化を進めるという方針を示しているが、ここ数年が大変重要であり、進捗状況をフォローアップしてよりきめ細かく指摘していくことが重要になるという印象を受けた。

○ 本調査は多様なベンダーが参入しやすい環境整備が実現することを目標に掲げて行われたとのことだが、本質的な目標は、行政のデジタル化推進であり、その結果、行政サービスの質向上や生産性向上が成し遂げられることだと考える。その点も加味して、フォローアップでは、多様なベンダーの新規参入の促進が図られているかだけでなく、行政のデジタル化の推進が順調に進んでいるのかどうかについてもフォローアップしてもらいたい。それは、結果として競争政策自体がうまく機能したかどうかという評価にもなる。適時適切なフォローアップ及び調査課題の設定を行って、その都度重要な調査課題で早め早めに調査を行いながら提言をしてもらいたい。

→ 間を空けずにフォローアップを行っていくことが各方面から求められているため、御指摘の点も踏まえてしっかりとしたフォローアップを行っていけるよう準備してまいりたい。

○ システムや耐久財については、落札して最初に設置した事業者と他の事業者との間に情報の非対称性があり、これが大きなコスト差となって、最初に設置した事業者が、その後の更新、改修、メンテナンス等についても長期にわたってほぼ確実に契約を取っているという実態がある。また、更新、改修、メンテナンスは一種のアフターマーケットといってよいが、その費用については最初に設置した事業者から見積りを取らざるを得ず、他方で新規参入予定者はコスト面で対抗できないため、独占的な価格でアフターマーケットにおける価格が設定されることになる。

こうした実態に対処する方法としては2つほどあるが、1つは、最初の耐久財の設置とその後の更新、改修、メンテナンスを一括して競争入札に付すことが考えられる。もう1つは、何らか

のシステムを設置する場合、メンテナンスと改修も含めて1つのプロジェクトと考え、それで例えば10年単位のプロジェクトの入札をすることが考えられる。

→ 今回の調査でも、システム調達においては、情報の非対称性がベンダーロックインの大きな要因となっており、また、アフターマーケットの問題があった。

2つほど改善策の御提案を頂いたが、有識者の意見交換会においても、入札制度をいろいろ変える必要があるのではないかといった意見があった。システム調達に限らない広い意味でのベンダーロックインをどのように防止していくかについても引き続き意識して勉強してまいりたい。

○ ある独立行政法人の入札監視委員会の仕事に携わった経験を踏まえて意見を述べたい。まず、発注者の意識改革が基本的に重要なポイントであると考え。例えば大規模なコンピューターシステムの導入の入札において、あるベンダーが落札すると、その後の維持・管理・更新の入札には他のベンダーが応札してこない一者応札が続くということがあるが、発注者側も余り不思議だと思っていないような印象を受ける。

また、システムやデータに関する権利を発注者側に留め置くということをしておかなければいけない。特にデータについては所有権が成立するわけではないため、契約によって発注者がコントロールできるようにしておく必要がある。

さらに、発注単位を細かく分けると、どうしても受注金額が小さくなり、応札してこないという実態があるため、発注単位については、細かく分ければよいということには必ずしもならないと考える。

→ 調査の中でも、発注機関がもう少し能力を高めていけば、ベンダーロックインを解消できるという事例が見られた。発注機関の能力向上は今後に向けた大きな課題ではないかと考えている。

システムやデータについて発注者の方に権利を留め置くようにしておくとの御提案に関して言うと、本報告書においても、仕様の開示の拒否やデータの引継ぎの拒否等への1つの対応策として、デジタル庁において仕様書や契約書のひな形を作成し、統一的に周知してもらうなど、ベンダーロックインの回避のために必要な事項をあらかじめ契約書に明記することが望まれると提言している。

発注単位が小さいと応札してこないといった問題については、疎結合化に向けて個別具体的に考えていかなくてはならない問題であり、今後、各官公庁において、いろいろな事例を通じて検討がなされることを期待しているところである。

○ この報告書が発表されてからメディアの論調をみていると、そもそも行政側の担当者の知見が不足していて、ベンダーロックインを望んでいるのではないかという指摘もあった。本質的には行政側の担当者の知見を高めていくということがないとベンダーロックインの行政側の問題は解決できないのではないかと思う。また、残念ながらこの2年間はコロナ禍のため、全ての業界でほとんどデジタル化が進まず、デジタル化やDXどころかシステム化程度の話にとどま

っている。公正取引委員会の取組だけで抜本的にDXを推進することは非常に困難と思うが、国のDXの推進に少しでも貢献できるようなことを打ち出してもらいたい。

→ 行政のデジタル化を推進していく、それがこの報告書の一番大きな目的かと考えている。御指摘を踏まえて、これからもこの報告書の普及啓発に努めてまいりたい。

3 競争政策研究センターの活動状況

○ データやデジタルプラットフォームの問題は、世界的に重要な問題となっているが、これらの分野は、まず独占禁止法・競争政策の問題があり、そのほか、行動経済学や消費者政策の問題や人工知能においてプライバシーや倫理をどう扱うかという問題がある。そして、昨今、国際情勢の中で、国の覇権を懸けたデータ囲い込みとそれに伴う経済安全保障の問題がある。これらが複雑に相互に絡み合っているため、独占禁止法、競争政策のみで対応できるわけではない。そうだとすれば、場合によっては欧米等を見習って、デジタルに関する市場法又はサービス法のような新法の検討も必要になってくるかもしれない。また、そういう場合においては公正取引委員会がリーダーシップを発揮して、新しい時代の流れに立ち向かっていくことを強く期待する。

○ 外部の専門家と交流し、活動も活発であると思うが、内部の職員にとっての競争政策研究センターの役割や期待されていることは何か。

→ 実務への活用については、例えば、業務提携に関する検討会で示された考え方を踏まえ相談事例を処理するといったことがある。また、人材と競争政策に関する検討会の成果については、スポーツ分野や芸能分野への取組という形で実務につながっている。今後、競争政策研究センターの活動に対する職員の意識を把握して活動の改善につなげてまいりたい。

○ シンポジウムや公開セミナー以外のCPRCのイベントとして、CPRCセミナー、BBL、事件等解説会、研究成果発表会を挙げているが、これらのイベントは外部の者に対して公開されているのか。

→ 現在、少なくとも研究成果発表会については、外部の方にも御案内しているが、基本的には内部限りとなっている。御指摘も踏まえ、外部の方にも聞いていただきたいという内容については、広く御案内するようにしたい。

○ 競争政策研究センターについては、大変期待しており、いろいろな成果を出して大変ありがたいと思っている。その中でも、検討会は意義があるものだと思っており、競争政策研究センターのメンバーや外部の研究者等が参加してセンターという舞台上で議論するので、かなり柔軟にいろいろなことを発言でき、報告書にも場合によってはかなり突っ込んだことが書ける。私自身も「人材と競争政策に関する検討会」に参加し、大変よかったと思っているので、今後も活発に利用してもらいたいと思っている。

また、数年前までは、職員と研究者が共同で又は職員のみで、ディスカッション・ペーパーや報告書を執筆するということがあった。競争政策研究センターは、そういった内部の職員の研究活動の場所としても利用できると思う。最近そういう傾向がないように思うため、検討してもらいたい。

→ 御指摘のとおり、最近は検討会の開催が中心となっている傾向があり、共同研究報告書の数が少なくなっている。共同研究の必要性については内部でよく考えてまいりたい。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)